

社会福祉法人群馬いのちの電話定款

改正

平成12年 4月 1日

平成13年10月 1日

平成15年 9月25日

平成16年12月15日

平成19年 3月23日

平成22年 5月21日

平成29年 3月28日

平成30年 5月11日

令和 元年 5月29日

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、訓練を受けた相談員が主に電話という手段をもって、精神的危機に直面し、助けと励ましを求めている人々と対話し、社会人として共に生活することができるよう必要な心理的援助をし、自殺予防に努め、社会福祉の増進に寄与することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人群馬いのちの電話という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域福祉に貢献する取組として、無料で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第4条 この法人の事業所を、群馬県前橋市[REDACTED]に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員16名以上21名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・

解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名の委員で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対しての報酬等は、無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事務局長の任免その他の重要な人事
- (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として年2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員

会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令に定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち1名を常務理事とし、社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事はこの法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執

行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対しての報酬は、無報酬とする。

(職員・事務局)

第22条 この法人に職員（事務局含む）を置く。

2 事務局は、職員若干名をもって組織する。

3 事務局長以外の職員は、理事長が任命する。

4 事務局長及び職員に関する規程は、別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事又は各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 維持会員・贊助会員

(維持会員・贊助会員)

第28条 この法人に維持会員・贊助会員を置く。

- 2 維持会員・贊助会員は、法人の目的に賛同し、目的達成のために必要な援助を行うものとする。
3 維持会員・贊助会員に関する規程は、別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
(1) 定期預金 17,000,000円
3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、群馬県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、群馬県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て群馬県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令に定める事項に係るものと除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を群馬県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人群馬いのちの電話の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 徳 江 健
理 事 石 原 征 明
同 栗 原 昭 正
同 斎 藤 武 二
同 桜 井 三 男
同 佐 田 武 夫
同 佐 鳥 達 雄
同 土 金 琢 治
同 星 野 貞 一 郎
同 前 田 み つ
同 増 田 熙 男
同 矢 島 祥 吉

を聴かな」を「原則としてあらかじめ評議員の意見を聴かな」に、第19条第2項「11,749,425円」を「12,752,213円」に、第23条第1項及び第2項中「承認」を「認定」に定める。

- 6 (平成22年5月21日評議員会意見を聴く及び理事会同意)
第19条第2項「12,752,213円」を「13,152,453円」に改める。
- 7 (平成29年2月28日理事会、評議員会)

監事 上野英夫
同 高橋文男

附則（平成15年9月25日理事会、評議員会）

- 1 この改正定款は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 平成15年10月1日現在の役員の者の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。
- 3 平成15年10月1日現在の評議員の者の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。

附則（平成16年12月15日理事会、評議員会）

- 1 この改正定款は、平成17年1月1日から施行する。

附則（平成19年3月23日理事会、評議員会）

- 1 この改正定款は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成22年5月21日理事会、評議員会）

- 1 この改正定款は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成29年2月28日理事会、評議員会）

- 1 この改正定款は、平成29年4月1日から施行する。

別表（定款変更の推移）

- 1 平成12年4月1日（平成12年4月12日登記）
第3条（事務所の所在地）変更
(変更前) 群馬県高崎市 [REDACTED]
(変更後) 群馬県前橋市 [REDACTED]
- 2 (平成13年10月1日評議員会同意及び理事会承認)
第4条第1項 (1) 理事の定数及び第11条第1項評議員総数の変更
(変更前) 理事12名
(変更後) 理事15名
(変更前) 評議員25名
(変更後) 評議員31名
- 3 (平成15年9月25日評議員会同意及び理事会承認)
第10条第1項役員の任期及び第15条第1項評議員の任期は、平成15年10月1日現在の者については、平成17年3月31日までとする。
- 4 (平成16年12月15日評議員会同意及び理事会承認)
第4条第4項中「2名」を「3名」に、第20条中「社会福祉・医療事業団」を「福祉医療機構」に改める。
- 5 (平成19年3月23日評議員会意見を聴く及び理事会承認)
第5条中「軽易な業務は」を「業務として理事会が定めるものについては」に、第12条第2項中「あらかじめ評議員の同意を得な」を「原則として、あらかじめ評議員の意見